

「フォレスト・サポーターズ」参加企業・団体等活動規約（1）

■目的

森林には、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を緩和したり、たくさんの動植物に住みかを提供したり、おいしい水を育むとともに、山菜やキノコなどの山の幸、家や家具などに使われる木材を供給したり、洪水や土砂崩れの防止など生命や財産を守ったり、自然体験や森林浴等の場を提供するなど、さまざまな働きがあります。

しかし、我が国の森林は、林業の採算性や山村の過疎化などにより元気がなくなり、森林の「植えるー育てるー収穫する」という循環がくずれ、このままでは京都議定書森林吸収目標の達成が危ぶまれるだけでなく、かけがえのない森林の機能の低下が危ぶまれています。

日本には、昔から「木の文化」があり、日本人は暮らしの中に賢く森林の恵みを取り込むことで、何世代にもわたって豊かな「美しい森林」を育んできました。今、もう一度、私たちの暮らしの中で、森林との関係をみつめ直し、緑豊かな美しい国土を将来の世代に確実に引き継いでいくことが求められています。

このかけがえのない森林のチカラを取り戻すために始められた「美しい森林づくり推進国民運動」を全国各地で幅広く展開していくために、林業にたずさわる人や山村に暮らす人、そして都市に暮らす人や企業・団体などが「フォレスト・サポーターズ」というプラットフォームのもとに集い、お互い手を携えながら、「森にふれよう」「木をつかおう」「森をささえよう」「森と暮らそう」の4つの活動を行うとともに、幅広い方々の参画を進め、森林をサポートしていきます。

■趣旨

参加企業・団体等活動規約（以下「本活動規約」といいます。）は、「フォレスト・サポーターズ」に参加するすべての企業・団体等（以下「サポーター団体」といいます。）が趣旨に賛同し、活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

■参加資格等

- (1) 日本国内のすべての企業・団体等（政治団体及び宗教団体を除きます。）は、「フォレスト・サポーターズ」運営事務局（以下「事務局」といいます。）に対し、別記様式の申請書を提出し、参加承認を得ることで、「フォレスト・サポーターズ」に参加することができます。
- (2) 申請書の記載等から、当該企業・団体等が反社会的な活動を行うなど「フォレスト・サポーターズ」の目的に反すると疑われる場合には、参加が承認されないこともあります。
- (3) 参加が承認された企業・団体等については、ホームページ上で公表します。

■活動内容

サポーター団体は、「フォレスト・サポーターズ」の目的を達成するために、身近な地域や農山村における森林づくり活動への参加を促す普及啓発や、特に下記の4つのいずれか、あるいは複数の活動に重点を置いた具体的な活動に努めるものとします。

- (1) 森にふれよう : 森で行なわれるイベントや活動に参加してみよう。
- (2) 木をつかおう : 間伐材などの国産材で作られた製品を使ってみよう。
- (3) 森をささえよう : 募金やボランティアをしたり、ふるさとの森を手入れして森をつくろう。
- (4) 森と暮らそう : 農山村の暮らしに触れたり、森で働いてみよう。

「フォレスト・サポーターズ」参加企業・団体等活動規約

(2)

■ロゴマークの使用等

- (1) サポーター団体は、参加承認と併せてまたは参加承認を得た後に事務局からロゴマークの使用承認を得ることで、ロゴマークを無償で使用することができます。
- (2) サポーター団体は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は、代理使用を許諾することはできません。
- (3) ロゴマークの使用承認を受けたサポーター団体が「フォレスト・サポーターズ」の参加資格を喪失した場合、当該サポーター団体は、ロゴマークを使用することはできません。
- (4) ロゴマークは、サポーター団体の「フォレスト・サポーターズ」への参加を示すとともに、本運動の趣旨を共通性のあるメッセージで社会一般に普及啓発していくために使用するものであり、以下の形態での使用は禁止します。
 - ① 営利目的の個別商品・サービスに使用される場合
 - ② サポーター団体自体や提供する商品・サービス等の性能や品質を担保・証明すると誤解されるような場合
 - ③ その他「フォレスト・サポーターズ」の目的に反すると疑われる方法で使用する場合
- (5) サポーター団体は、ロゴマークの使用にあたり、自己が「フォレスト・サポーターズ」に参加、応援していることを示す文言の付記に努めるものとします。
- (6) サポーター団体は、ロゴマークの使用にあたり、ロゴマークの使用承認と併せて送付される「「フォレスト・サポーターズ」ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守してください。

■情報発信

事務局は、サポーター団体の活動が幅広く社会一般に周知されることによって、全国各地で本運動が普及されるように、以下の方法でサポーター団体の活動の情報発信機会の創出に努めるものとします。

- (1) ポータルサイトでのイベント紹介・報告
 - ① サポーター名と4つの活動内容の紹介
 - ② 4つの活動に該当するイベント・活動等の紹介・報告の掲載
 - ③ 協賛キャンペーンの紹介
- (2) 「森林づくり全国推進会議」関係事業における情報発信

「フォレスト・サポーターズ」参加企業・団体等活動規約 (3)

■交流促進等

事務局は、本運動を推進する関係団体と協力して、サポーター団体間の情報交換やネットワークづくりのために、交流促進の機会の創出に努めるものとします。

■指導等

事務局は、サポーター団体またはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該サポーター等に対し、理由を伺った上、是正を指導することがあります。

(1) 本活動規約に違反し、またはその疑いがある場合

例) 営利目的の個別商品・サービス等にロゴマークを使用した場合

(2) 「「フォレスト・サポーターズ」ロゴマーク使用ガイドライン」に違反し、またはその疑いがあると認められる場合

例) ロゴマークのデザインを改変した場合

(3) その他「フォレスト・サポーターズ」の目的に反する行為を行い、またはその疑いがある場合

■参加の取りやめ等

(1) サポーター団体は、事務局に対し、電子メールやFAXなどの文書(書式自由)で届出をすることにより、適宜「フォレスト・サポーターズ」への参加を取りやめることができます。

(2) 前項の場合においても、事務局は、サポーター団体の過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「フォレスト・サポーターズ」活動に利用することができるものとします。

■参加資格の取消等

(1) 事務局は、サポーター団体が次のいずれかに該当する場合、当該サポーター団体の参加資格を取り消すことがあります。

①倒産、解散したとき

②「フォレスト・サポーターズ」の目的に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき

③活動を強制したり、誤認される行動で利益誘導を行ったと認められるとき

④法令や公序良俗に反する行為をしたとき

⑤サポーター団体が本活動規約または「フォレスト・サポーターズ」ロゴマーク使用ガイドライン」に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合

⑥その他、「フォレスト・サポーターズ」会員団体の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

(2) なお、理由を問わず、事務局がサポーター団体として相応しくないと判断した場合には、指導等の報告なしに直ちに参加資格を剥奪するとともに、その旨を公表することがあります。

■規約の改訂

本活動規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

本活動規約は、平成20年12月 10日から施行します。